

議案第16号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項、第7条第2項及び第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第24条関係）

料金表

用途	基本水量、基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)	
	家庭用	8立方メートルまで	1,450円	8立方メートルを超え10立方メートルまで

			10立方メートルを超え20立方メートルまで	150円
			20立方メートルを超え40立方メートルまで	195円
			40立方メートルを超えるもの	210円
業務用	8立方メートルまで	2,410円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	50円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	190円
			20立方メートルを超えるもの	210円
大口用	300立方メートルまで	53,500円	300立方メートルを超えるもの	210円
公衆浴場用	100立方メートルまで	13,800円	100立方メートルを超え300立方メートルまで	150円
			300立方メートルを超えるもの	155円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第6条、第7条第2項及び第35条第2項の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定及び次項の規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和8年10月1日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金のうち、同年10月分以後のものとして徴収する水道料金について適用し、同月分前のものとして徴収する水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金の額等を改定するため、及び災害等の非常時における給水装置工事の実施に関する特例を定めるため、本案を提出する。